

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	下諏訪町

## 下諏訪町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	下諏訪町産業振興課農林係
所在地	長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
電話番号	0266-27-1111
FAX番号	0266-28-1070
メールアドレス	nourin@town.shimosuwa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、イノシシ、ツキノワグマ、カワアイサ、カワウ、カンムリカイツブリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	長野県諏訪郡下諏訪町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (円)
ニホンジカ	稲	2	130	29
	いも類	1	133	5
	ヒノキ	850	小径木 18,000本	133
カモシカ	なし	0	0	0
タヌキ	なし	0	0	0
ハクビシン	なし	0	0	0
アナグマ	なし	0	0	0
アライグマ	なし	0	0	0
イノシシ	なし	0	0	0
ツキノワグマ	なし	0	0	0
カワアイサ	ワカサギ	—	1,800	1,994
カワウ			1,133	1,234
カンムリカイツブリ			733	805

※上記魚食性鳥類は諏訪湖漁場活性化協議会被害防止計画に基づく。なお数値は関係3市町で等分(小数点以下四捨五入)したものである。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

## (2) 被害の傾向

ニホンジカ被害は、農地では集落周辺の森林に隣接する耕作地を中心に、農作物の食害・踏み荒らしが発生しており、山林では、秋から冬にかけて砥沢地区及び泉水入地区のヒノキの食害が顕著となっている。また、踏み荒らしによる林道法面の荒廃も問題となっている。

タヌキ・ハクビシン・アナグマなどによる農業被害については、軽微または、断続的な発生が多く被害額の算定や原因の特定が困難であることから、実際には被害が存在していても正式な報告に至らないケースが多い。はこわなの対応等はあるため、引き続き被害の軽減に向けて注視したい。

カモシカ被害はカモシカのものと断定される被害報告はなかった。しかし萩倉地区周辺では、例年同様、目撃情報があったため今後の動向を注視する必要がある。

イノシシ被害はここ数年農作物への被害報告は無いものの、林道の掘り起こしや、防護柵の破壊等が確認された。被害が再び増加することが懸念される。

魚食性鳥類にあつては、諏訪湖の貴重な漁業資源であるワカサギを中心に被害が確認されている。

ツキノワグマについては、農地等への出没が確認されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害額 （千円）	被害面積 （a）	被害額 （千円）	被害面積 （a）
ニホンジカ	167	853	150	767
カモシカ	0	0	0	0
タヌキ	0	0	0	0
ハクビシン	0	0.0	0	0
アナグマ	0	0.0	0	0
アライグマ	0	0.0	0	0
イノシシ	0	0.0	0	0
ツキノワグマ	0	0.0	0	0
カワアイサ	1,994	—	1,496	—
カワウ	1,234		926	

カンムリカイツブリ	805	604
※上記魚食性鳥類は諏訪湖漁場活性化協議会被害防止計画に基づく。なお数値は関係3市町で等分（小数点以下四捨五入）したものである。		

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【捕獲体制の整備】</p> <p>①年間業務の委託          下諏訪猟友会に委託してニホンジカ、イノシシ等の捕獲を実施し農作物被害の軽減に努めている。</p> <p>②鳥獣被害対策実施隊の設置          住民からの被害報告等により捕獲依頼があった場合に、主にわなを利用し捕獲を実施している。実施隊員は、わな猟免許所持者で猟友会長が推薦し、町長が任命する者。</p> <p>③広域捕獲業務の委託          移動する個体群の減数を図るため、岡谷市を始めとした近隣市町村との共同捕獲チームによる広域捕獲を実施している。</p> <p>④鳥類の追い払い          諏訪湖のカワウ、カワアイサ等の魚食性鳥類対策は、諏訪湖漁業協同組合主導により、船舶等による追い払いにより対策を実施している。</p> <p>【捕獲機材等の導入】          くくりわなを購入して下諏訪猟友会へ貸与し、捕獲従事者の負担軽減を図っている。</p> <p>【捕獲鳥獣の処理方法】          埋設処理及び一部を食肉処理加工施設へ搬入している。</p>	<p>【捕獲体制の整備】          広域捕獲については、チーム編成や捕獲計画など統制をとることが安全管理上重要であるため、引き続き捕獲体制の維持確保、事業管理等を猟友会、行政で調整する必要がある。</p> <p>猟友会員の高齢化による活動の弱体化が懸念されるため、捕獲の担い手育成が急務の課題であるが、捕獲従事者になるためには現状猟友会への加入が必要であり、各種免許の取得等にかかる従事者の金銭的負担が大きい事などがある。</p> <p>諏訪湖では、追い払いについて継続して実施することが必要であるが、新たな効率的な追い払い方法の検討が必要である。</p> <p>また、追い払い従事者の高齢化等もあり、捕獲方法の整備等、追い払い以外の被害防止対策の検討が急務である。</p> <p>【捕獲方法の処理方法】          獣肉を地域特産品としての商品開発やPRによる販路拡大に向けての事業展開の必要がある。</p>

<p>追いや防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>①防護柵等の設置 農地については、耕作者が町の補助金を活用し防護柵や電気柵の設置を行っている。町広報による補助金のPRを行い防護柵や電気柵の設置を促している。 造林地においては、幼齢木から成木までの立木への野生鳥獣被害が著しく、補助事業を活用し防護柵等の設置を行っている。</p> <p>②維持管理 所有者、耕作者が定期的に巡視・補修を行っている。</p>	<p>①防護柵等の設置 住民合意による広範囲への防護柵設置等の被害防止対策は、町内の他地区での認知度が低い ため、より一層の普及啓発活動の展開が必要である。 また、耕作放棄地の地主の協力を得るには、被害防止対策の必要性を認識してもらわなければならない。 また、相当の労力を必要とする。</p> <p>②維持管理 巡視と補修・除草が必要であり、耕作者等の負担が大きい。 防護柵等で困われていない農地や森林での被害が増加している。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>なし</p>	<p>鳥獣を誘引・出没しにくい環境の形成を図るため、集落周辺における緩衝帯整備、放任果樹の除去、耕作放棄地の適切な管理等、生息環境管理に関する取組を推進する。 あわせて、鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する知識の普及啓発を行い地域全体における被害防止意識の向上を図る。 これらの取り組みについては、実施状況の把握及び検証を行い、効果的な対策の継続的な見直しに努める。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

#### ○捕獲等に関する取組

有害鳥獣による被害の軽減を図るため、猟友会等関係機関と連携し、捕獲体制の維持・強化を図る。

被害発生又は、拡大する恐れのある地域や時期を踏まえ、計画的かつ効率的に捕獲を実施するとともに、わなの適正な設置及び管理を徹底し、捕獲効果の向上に努める

ツキノワグマについては、必要に応じ加害個体又はその恐れのある個体の捕獲に取り組む。

#### ○追い払いや防護柵の設置等に関する取組

鳥獣の農地等への侵入を抑制するため、地域住民を主体とした追い払い活動について、関係機関と連携し、継続的かつ計画的な実施を図る。

防護柵については、電気柵、防護ネット等の設置を推進するとともに、適切な設置方法及び維持管理に関する周知・指導を行い、防護機能の確保及び向上に努める。

また、老朽化した防護施設については、点検及び補修等を促進し、被害の未然防止を図る。

ツキノワグマについては、電気柵の設置の普及・支援に取り組むとともに必要に応じ学習放獣を実施する。

#### ○生息環境管理その他の取組

鳥獣を誘引しにくい環境の形成を図るため、集落周辺における緩衝帯整備、放任果樹の除去、耕作放棄地の適切な管理等、生息環境管理に関する取組を推進する。

あわせて、鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する知識の普及啓発を行い地域全体における被害防止意識の向上を図る。

これらの取り組みについては、実施状況の把握及び検証を行い、効果的な対策の継続的な見直しに努める。

ツキノワグマについては、農地等周辺森林等で緩衝帯整備の実施及び維持管理の実施または支援を検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

下諏訪町が、下諏訪町鳥獣被害対策実施隊に捕獲の要請をして有害鳥獣の捕獲を実施する。

下諏訪町野生鳥獣対策協議会は、下諏訪猟友会へくくりわなを貸与し、猟友会員が、銃及び貸与されたくくりわな等を利用して、ニホンジカ・イノシシの捕獲を実施する。

実施隊員は、くくりわな及びはこわなを利用してニホンジカ、イノシ

シ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ等の捕獲を実施する。  
 なお、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲にあたり、確実な止めさしのためには特定ライフル銃を含むライフル銃の使用が必要である。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ カモシカ タヌキ ハクビシン アナグマ アライグマ イノシシ ツキノワグマ	鳥獣の生態やそれに対応した適切な被害防止対策について農業者、林業従事者等による学習会を開催し、農地や森林の管理体制の習得に努め、遊休農地での除草、里山の管理、残渣や未収穫農産物を農地に放置しないよう呼びかけを行う。 なお、緩衝帯を整備する際は、地縁的まとまりで実施するように実施主体に調整を図る。
令和9年度		
令和10年度		

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲数及び狩猟期の動向、農林業被害の状況を勘案して捕獲計画数等を決定する。そのため、下諏訪町野生鳥獣対策協議会構成員や県林業総合センター等の研究機関との連携を図る。 なお、ニホンジカについては、県の第2種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等 (頭)		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	250	250	250
カモシカ	(被害及び出没状況により対応)	(被害及び出没状況により対応)	(被害及び出没状況により対応)
タヌキ	10	10	10
ハクビシン	30	30	30
アナグマ	10	10	10
アライグマ	10	10	10
イノシシ	35	35	35
ツキノワグマ	(被害及び出没状況により対応)	(被害及び出没状況により対応)	(被害及び出没状況により対応)

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシやニホンジカを、くくりわなを利用して捕獲する。止め刺しは、猟友会員で相互に協力して実施する。 タヌキ・ハクビシン・アナグマ等は、はこわなを利用して捕獲する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲に当たり、確実な止めさしのためには特定ライフル銃を含むライフル銃の使用が必要である。 なお生活環境被害のための捕獲を考慮し、実施予定時期は通年とし、捕獲予定場所は下諏訪町全域とする。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
下諏訪町	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ カモシカ イノシシ	地域住民及び耕作者を対象とした地元説明会などで積極的に防護柵の設置をしてもらうとともに設置に向けた維持管理体制を構築する。	鳥獣による農作物被害が増加しており、地域内では、【耕作の会】として活動している。既存防護柵の老朽化が進んでおり新規防護柵を設置する。 (予定) 【萩倉区】 防除網 L=400m	鳥獣による農作物被害が増加しており、地域内では、【耕作の会】として活動している。既存防護柵の老朽化が進んでおり新規防護柵を設置する。 (予定) 【萩倉区】 防除網 L=400m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度

ニホンジカ カモシカ イノシシ	鳥獣の生態やそれに対応した侵入防止柵の維持管理等について農業者による学習会を開催し、管理のための体制構築を行い、設置後の維持管理に重点を置きながら鳥獣被害防止に努める。
-----------------------	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ カモシカ タヌキ	農作物被害の軽減を目的として、緩衝帯の設置や里地里山の整備、放置果樹除去を進め、鳥獣の誘引要因の軽減を図るとともに、侵入防護柵の適切な管理及び追い払い活動を継続的に実施する。 また、地域住民に対し、被害防止に関する知識の普及啓発を行い、被害の未然防止及び拡大防止に努める。 魚食性鳥類について、諏訪湖漁業協同組合等と連携して、モーターボートによる追払いの継続、有効的な対策の検討を行う。
令和9年度	ハクビシン アナグマ アライグマ イノシシ ツキノワグマ	
令和10年度	カワアイサ カワウ カンムリカイツブリ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

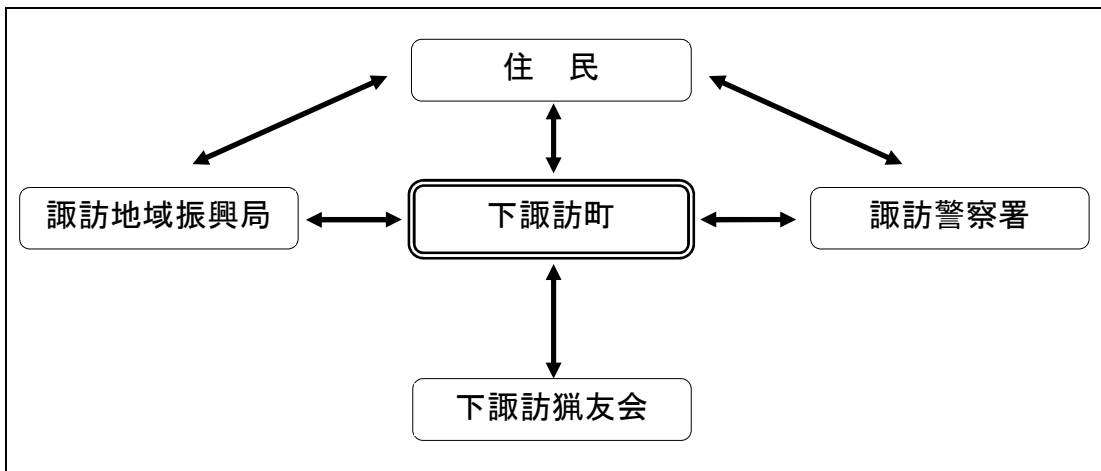
##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
下諏訪町	被害状況の確認、住民への注意喚起、地域振興局及び警察署、猟友会と連携した対応、
諏訪地域振興局	情報収集、関係機関への周知
諏訪警察署	情報収集、被害状況の確認、住民への注意喚起・安全確保

諏訪猟友会下諏訪支部（下諏訪猟友会）	捕獲、追い払い
--------------------	---------

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の肉は捕獲従事者で自家消費するほか、ジビエ料理とし、地域の特産品としての食肉利用を図る。

なお、食品衛生の担保できない獣肉等については、清掃センターで焼却処分、もしくは埋設場所を設けて埋設し、適切に処分する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在下諏訪町内には食肉加工処理施設はないが、近隣市町村内の施設へ搬入加工することでニホンジカの食肉利用の推進を進め、下諏訪観光協会、下諏訪商工会議所と連携しジビエ料理の普及、地域の飲食店や宿泊施設での取り扱いの拡大を図る。
----	---

ペットフード	地域資源としてPRを図ることができる余地があるため、下諏訪猟友会などの関係団体と協力し、加工品の開発を検討する。
皮革	
その他	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

なし
----

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし
----

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	下諏訪町野生鳥獣対策協議会	
構成機関の名称	役割	
下諏訪町産業振興課	下諏訪町の鳥獣被害対策について全般的な管理を行う。	
諏訪地域振興局林務課 諏訪農業農村支援センター		
下諏訪町議会	農林水産物の生産販売、その他関係する機関として、被害状況の把握・報告、今後必要になる被害対策等について検討・実施する。	
下諏訪町区長会		
下諏訪町農業委員会		
下諏訪町農家組合		
信州諏訪農業協同組合		
諏訪湖漁業協同組合		
下諏訪猟友会（諏訪猟友会下諏訪支部）		
南信森林管理署		
鳥獣保護監視員		鳥獣の生態等の専門的立場で捕獲活動を始め被害対策に助言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県林業総合センター 長野県環境保全研究所 長野県野生鳥獣被害対策支援チーム 諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム	農業者、林業従事者への鳥獣に関する知識を普及させるための講習会の講師、被害防除への支援

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

下諏訪町職員及び下諏訪猟友会員のうち積極的に鳥獣被害防止対策に取り組むことが見込まれる者のうちから、下諏訪町長からの指名又は任命を受けた者にて構成される鳥獣被害対策実施隊を設置する。侵入防護柵設置の協力やわな免許所持者によるニホンジカ・イノシシ・タヌキ・ハクビシン・アナグマ等の捕獲を行う。※実施隊設置年月日 平成18年3月

【隊員】22名（令和8年2月1日現在）  
 下諏訪町職員 2名  
 下諏訪猟友会 20名

<体制図>

```

graph TD
    A[産業振興課長] --- B[下諏訪町職員  
(実施隊員兼務)]
    A --- C[下諏訪猟友会会員  
(諏訪猟友会下諏訪支部)]
  
```

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体

制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け7森推第1161号同意

変更：令和 年 月 日付け 森推第 号同意